

泉佐野市立小学校の適正規模及び
統廃合について
(答申)

平成 23 年 6 月

泉佐野市教育問題審議会

目 次

はじめに	1
第1章 市立小学校の現状と課題	2
1 人口及び児童数の推移と将来推計	2
(1) 人口の推移及び推計	
(2) 児童数の推移と今後の見通し	
(3) 小学校別児童数の推移	
2 小学校の現状	3
(1) 小学校別児童数、学級数	
(2) 小学校施設の現況	
(3) 通学区域	
3 学校運営・施設整備に係る財政的側面	4
(1) 小学校の管理運営に要する経費	
(2) 小学校の施設整備に要する事業費	
4 小学校の規模の基準等と課題	5
(1) 法令に基づく規模の基準	
(2) 就学校の指定等に関する制度	
(3) 小規模校・大規模校の良い点と課題	
第2章 小学校の適正規模に関する基本的な考え方	9
(1) 適正規模の基本	
(2) 適正規模の下限	
(3) 適正規模の上限	
第3章 小規模校・大規模校の基本的な方向・方策	11
1 小規模校に関する基本的な方向・方策	11
(1) 学校施設の整備・学習指導上の対策	
(2) 通学区域の変更	
(3) 学校の統廃合	
(4) 小規模特認校	
2 大規模校に関する基本的な方向・方策	12
(1) 学校施設の整備・充実	
(2) 通学区域の変更	
(3) 学校の分離新設	
第4章 今後の検討課題	14

はじめに

わが国においては、平均寿命が大幅に伸びてきた一方、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率の低下に伴い少子高齢化が急速に進みつつあり、戦後一貫して増加してきた人口も近年減少に転じたとされています。

泉佐野市においては、関西国際空港に関連する地域整備事業等の進捗に伴う一時的な人口減少を除き、戦後一貫して増加してきた人口も平成 21 年に人口のピークを迎えています。また、小学校の児童数は、昭和 54 年に 1 万人を超え過去最多となりましたが、平成 22 年には 6,420 人となり、現在の 0 歳児から 5 歳児までの人口を考えると、平成 28 年には約 5,500 人となることが予測され、今後もこの減少傾向は続くものと予想されています。

さらに現在、小学校 13 校のうち、支援学級を除く学級数 12 学級未満の小学校が 4 校となっている一方、18 学級を超える小学校も 4 校となっており、今後も児童数の減少とともに地域的な偏在が進むものと予想されます。

このような状況を踏まえ、平成 22 年 11 月 12 日に泉佐野市教育委員会から、小学校における児童数の減少と不均衡によってもたらされる教育上の課題を明らかにし、より良い教育環境の整備に向けた方策等について検討する必要があるため、「泉佐野市立小学校の適正規模及び統廃合について」の諮問を受けました。

このため、本審議会では、まず、市立小学校における児童数や施設、通学区域等の現状をはじめ、関係法令や就学校の指定・変更に関する制度、小学校の管理運営や耐震改修に係る財政的な側面を明らかにしました。また、学校の統廃合や適正規模に関する他市の状況や、小規模校・大規模校の良い点と課題を整理し、その実態を把握するため、小学校の学校訪問を実施しました。

なお、審議に当たっては、第一義的に、子どもたちの教育にとってより良い教育環境を充実することを念頭に、財政的な側面や地域との関わりなど様々な観点から審議を進めてまいりました。

また、審議会では、諮問内容に関連する事項についても多くの意見が出されましたが、これらの意見の中には泉佐野市における今後の学校教育の充実にとって重要な事項も含まれているため、今後の検討課題として取りまとめています。

以上、本審議会としては、計 8 回にわたる審議を終え、これまでの審議の結果をとりまとめましたので、ここに答申いたします。

第 1 章 市立小学校の現状と課題

小学校の適正規模及び統廃合について審議するに当たり、その前提となる泉佐野市における人口及び児童数の推移と将来推計に合わせて、各小学校別の児童数や施設の状況、通学区域の概要について明らかにしました。

また、財政健全化法に基づき実施された個別外部監査において小学校の統廃合の検討が示され、それを受けて教育委員会から本諮問を受けるに至った経緯を勘案し、学校運営や施設整備に係る財政的側面についても検討を加えました。

さらに、関係法令に基づく学校の規模や就学校の指定・変更に関する制度について整理するとともに、小規模校・大規模校の良い点と課題についても明らかにしました。

1 人口及び児童数の推移と将来推計

(1) 人口の推移と将来推計

本市の人口は、昭和 23 年の市制施行以来増加し、関西国際空港の開港に伴う関連地域整備事業の進展や地価の高騰により、昭和 62 年から平成 4 年にかけて一時的に若干減少しましたが、その後再度増加に転じ、平成 21 年には 102,987 人となり人口のピークを迎えています。

また、平成 22 年 4 月末現在の年齢 5 歳階級別人口では、いわゆる第 2 次ベビーブーム世代と言われる 35 歳～39 歳の人口が 8,771 人と最も多くなっていますが、少子化を反映し、10 歳～14 歳の人口は 5,531 人、5 歳～9 歳が 5,262 人、0 歳～4 歳が 4,486 人となっており、年齢階層が下がるにつれて少なくなっています。

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計では、今後は緩やかに人口が減少していくことが予測されており、0 歳～14 歳の年少人口割合は、少子高齢化を反映し、2010 年の 15.1%から、2015 年には 13.6%、2020 年には 12.3%と徐々に低下していくものと予測されています。〔資料 4、5、6〕

(2) 児童数の推移と今後の見通し

小学校の児童数は、第 2 次ベビーブームの影響を受けて増加を続け、昭和 47 年の 7,365 人から昭和 54 年には 10,075 人と最多の児童数となりましたが、平成 10 年には 5,736 人にまで減少しています。その後、空港開港やまちづくりの進展などに伴う人口増などにより、平成 19 年には 6,598 人にまで一旦増加しましたが、平成 22 年には再び減少に転じており、現在の 0 歳児から 5 歳児までの人口をもとに推計した場合、平成 28 年には約 5,500 人にまで減少することが予想されます。〔資料 7〕

(3) 小学校別児童数の推移

小学校の通学区域については、昭和 56 年の中央小学校の開設に伴う通学区域の変

更以降、大きな通学区域の変更は行っていません。このため、小学校別の児童数について、昭和 56 年を 100 とした場合の増減を見ますと、多くの小学校で概ね 20%～50%近い減少となっていますが、佐野台小学校で 82%の減少、次いで第三小学校で 74%の減少となっています。逆に、児童数が増加しているのは、日根野小学校と中央小学校で 22%の増加となっています。

この主な要因は、旧市街地での人口のドーナツ化現象や大規模な府営住宅団地での入居者の高齢化や建替えに伴い人口が減少している反面、市街地周辺や J R 日根野駅周辺部での住宅開発に伴い人口が増加しているためであり、このような人口の地域的変動に伴って各小学校における児童数についても大きな変化が生じてきています。〔資料 8〕

2 小学校の現状

(1) 小学校別児童数、学級数

小学校別の児童数については、1 校当たり平均 494 人、最少は大木小学校の 68 人、最多は日根野小学校の 882 人で、10 倍以上の大きな開きがあります。

支援学級を除く学級数については、1 校当たり平均 15.8 学級で、第三小学校、大木小学校、佐野台小学校の 6 学級から、第二小学校、日根野小学校の 25 学級まで大きな開きがあります。このうち、12 学級未満の小学校は、前記の 3 小学校のほか 9 学級の上之郷小学校の 4 校で、18 学級を超える小学校は、前記の 2 校のほか 24 学級の中央小学校、19 学級の長南小学校の 4 校となっています。

1 学級当たりの児童数については、平均 30.5 人で、最少は大木小学校の 10.8 人で、最多は第二小学校、日根野小学校の 34.6 人となっています。〔資料 9〕

(2) 小学校施設の現況

小学校施設の概要については、〔資料 10〕のとおりとなっています。小学校全体の建物棟数は 59 棟（ただし、床面積 200 m²未満の建物を除く。）で、木造の建物は大木小学校のみとなっています。59 棟のうち、昭和 56 年 6 月 1 日以降の新耐震基準により建設又は改修された棟数は 23 棟で、残りの 36 棟は耐震改修等が必要な建物となっており、財政健全化計画では、毎年度 2 校分を目途に耐震改修事業を実施することとなっています。

なお、平成 22 年 5 月現在での小中学校の学校施設の耐震化率は、35.9%となっています。（平成 22 年 4 月現在で全国平均は 73.3%、大阪府平均は 67.0%）

また、校舎及び運動場の必要面積については、第一小学校と日根野小学校で特に不足しており、校舎の不足面積は平成 22 年度の増築工事により両校とも解消していますが、運動場については用地拡張が困難なことから不足面積の解消は難しい状況にあります。〔資料 10、11〕

(3) 通学区域

学校教育法施行令第5条第2項で、『市町村教育委員会は、市町村内に小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。』と規定しており、就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会が予め設定した区域を「通学区域」といいます。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて定められています。

本市における小学校の通学区域の概要については、〔資料13〕のとおりとなっています。

各小学校の通学路をもとにした通学距離では、最長は第一小学校の約2.7km、次いで長南小学校の約2.6km、日根野小学校の約2.4kmで、最短は第三小学校の約1.0km、大木小学校の約1.1km、第二小学校と北中小学校の約1.3kmとなっており、いずれも4km以内となっています。

通学区域の面積では、最大は日根野小学校の約4.95km²、次いで長南小学校の約3.94km²で、最小は第三小学校の約0.29km²、次いで佐野台小学校の約0.73km²となっています。

隣接小学校との直線距離では、最少は第三小学校と日新小学校の距離で約0.5km、次いで第一小学校と第二小学校の約0.8kmで、最大は大木小学校と上之郷小学校の約4.6km、次いで大木小学校と日根野小学校の約4.3kmとなっています。

また、中学校の通学区域は、小学校の通学区域をもって構成することが望ましいと考えますが、一部の地域では小学校と中学校の通学区域が異なっており、第二小学校及び日新小学校については、それぞれ2つの中学校の通学区域に分かれています。〔資料12、13〕

3 学校運営・施設整備に係る財政的側面

(1) 小学校の管理運営に要する経費

小学校の管理運営に要する経費については、教職員等の人件費（府費負担）をはじめ、学校校務員（市費）や校門受付員の人件費のほか、光熱水費や設備管理委託料など様々な経費がありますが、人件費を除く経費では、1校当たり約600万円～1,500万円で、児童1人当たりで比較すると、約8倍の開きがあります。また、教職員1人当たりの児童数で比較すると、5.7人～23.0人まで約4倍の開きがあります。

府費負担の教職員の人件費を含めて比較した場合、小規模校と大規模校では経費面での格差は大きなものとなり、全体的なバランスを考えて検討する必要があります。〔資料 14、15〕

（２） 小学校の施設整備に要する事業費

泉佐野市では、平成 22 年 5 月現在での小中学校の学校施設の耐震化率は 35.9% となっていますが、今後毎年度 2 校分を目途に耐震改修事業を行い、平成 27 年度末には 100%の耐震化を目指しています。しかしながら、平成 23 年度以降の耐震改修事業費は概算で約 54 億円と見込まれており、早期健全化団体の泉佐野市の財政に与える影響は大きいものになることが予想されます。〔資料 16〕

4 小学校の規模の基準等と課題

（１） 法令に基づく規模の基準

学校教育法施行規則第 41 条で、『小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。』とされています。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 1 項で、適正な学校規模の条件として、『学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。』『通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4km 以内、中学校にあつてはおおむね 6km 以内であること。』となっています。

第 2 項では、『5 学級以下の学校と適正規模の学校を統合する場合は、24 学級とする。』とされています。第 3 項では、統合後の学校の学級数又は通学距離が適正規模の条件に適合しない場合であっても、一定の事情を考慮するとされています。

以上のとおり、関係法令では、小学校の基準の学級数や適正規模の条件が示されていますが、ただし書きで、地域の実態によっては、この限りではないとされています。また、統合する場合の条件は、条件の緩和が示されています。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条では、小学校の同学年の児童で編制する学級の児童数は 40 人、二の学年の児童で編制する学級は 16 人を標準とするとされており、また、都道府県の教育委員会は、この標準を下回る数を定めることができるとされており、大阪府では、小学校の 1 年生及び 2 年生については 35 人学級としています。〔資料 17〕

（２） 就学校の指定等に関する制度

① 学校選択制

学校教育法施行規則第 32 条第 1 項で、『市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、予め保護者の意見を聴取することができる。』とされており、この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する

場合を学校選択制といいます。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがあります。

自由選択制	当該市町村内のすべての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域を残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域を残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域を残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

② 就学校の変更及び区域外就学

学校教育法施行令第8条で、『市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立てにより、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。』とされています。また、学校教育法施行令第9条で、『一定の手続きを経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。』とされています。

このため、本市では、保護者からの申請に基づき、一定の要件に該当する場合には、就学校の変更及び区域外就学を許可することができるものとしています。

(3) 小規模校・大規模校の良い点と課題

小規模校と大規模校には、それぞれに良い点と課題があります。そのため、本市の市立小中学校の校長から自らの経験をもとにした意見を求めるとともに、小規模校と大規模校の学校訪問を行い、小規模校と大規模校の良い点と課題について次のとおり整理しました。

■ 小規模校について

【良い点】

- ① 学力面や生徒指導面での把握が容易で、きめ細かな対応や個別対応が可能である。
- ② 学年の取組みや学校行事において、子ども一人ひとりの活躍する場面が多くなる。
- ③ 集団としてまとまりやすく、統一した指導がしやすい。
- ④ 異年齢集団による活動に取り組みやすい。
- ⑤ 子どもたち一人ひとりの生徒指導面での課題等に教職員の目が行き届き、保護者等への働きかけも容易にできる。

- ⑥ 学校での指導体制や共通理解がしやすく、全職員で子どもたちに関わることができる。
- ⑦ 特別教室等を比較的自由に使用することができる。

【課題】

- ① 学習集団が固定化しがちで、子ども同士の切磋琢磨が難しくなり、多様な見方や考え方が出にくい。
- ② 専科や少人数指導教員が同じ内容の授業をする機会がなく、指導方法の発展や深まりが難しくなる。
- ③ 小さな集団での生活で、固定した人間関係となり、いじめ等が生じた場合、クラス替え等によるリセット機能が働きにくい。
- ④ 専門性の高い教職員が少ないことが多いので、経験の少ない教職員に対する研修が深まりにくい。
- ⑤ 運動会や各種の行事を行うときに、人数が少なく寂しく感じることもある。

■ 大規模校について

【良い点】

- ① 子ども同士が切磋琢磨する機会が多く、多様な意見や考えが出やすい。
- ② 多くの友だちと触れ合う機会があるので、性格や趣味の合う友だちと出会いやすい。
- ③ 小学校で教科担任制を取り入れたり、学級の枠を超えて習熟度別の授業編成ができる等、様々な工夫が可能となる。
- ④ 子どもたちを多くの教職員の目で見ることができるため、多面的な関わりができる。
- ⑤ クラス替えを通して、様々な配慮が可能になるため、一つの集団で人間関係がうまくできなくても、他の集団でやり直す機会を得やすい。
- ⑥ 教職員の転出入が多いため、他市や他校での実践や取組み、情報等に触れる機会が増える。
- ⑦ 運動会や各種の行事が活発になりやすい。

【課題】

- ① 個に応じた指導やきめ細かなフォローが難しくなる。
- ② 学年の取組みや学校行事において、子ども一人ひとりの活躍する場面が少なくなる。
- ③ 様々な価値観や生活環境の子どもが存在するため、個々に応じた生徒指導面での

対応が複雑になりやすい。

- ④ 教職員間の意思疎通に時間がかかったり、多様な意見が出たりするので、学校全体をまとめることが難しくなることがある。
- ⑤ 宿泊を伴う行事や校外学習等の場所が限定されることがある。
- ⑥ 特別教室等を使用する機会が限定される。
- ⑦ 学年の学習進度を揃えることが難しい。
- ⑧ 養護教諭等、校内で一人の教職員への負担が大きくなる。

第2章 小学校の適正規模に関する基本的な考え方

本審議会では、市立小学校における児童数や施設、通学区域等の現状をはじめ、適正規模に関する関係法令や他市の事例等について整理しました。また、学校長の意見をもとに小規模校・大規模校の良い点と課題を明らかにするとともに、その実態を把握するため、小学校の学校訪問を実施し、学習指導面だけでなく、子どもたちの社会性やコミュニケーション能力、協調性、積極性など総合的な教育指導面も考慮しつつ、小学校の適正規模について様々な観点から検討を行いました。〔資料 18、19〕

（１）適正規模の基本

- ・ 小学校の適正規模は、子どもたちの教育環境、教職員による学習指導体制、適切な学校運営を考慮した場合、1 学年 3 学級が最も望ましい。
- ・ 学校や地域、児童数の状況が常に変動するため、小学校の適正規模は、1 学年 3 学級を基本に、次の(2)及び(3)を許容範囲として考える方が良い。

以上の理由から、基本的な適正規模の学級数（支援学級を除く）については、1 学年当たり 3 学級、学校全体としては 18 学級とする。

（２）適正規模の下限

- ・ 子どもたちが友人との関係や仲間づくりを行う上で、ある程度の児童数がある方が望ましい。
- ・ 子どもたちの社会性やコミュニケーション能力の醸成、多様な人間関係など集団づくりの観点から、クラス替えを行えることが望ましい。
- ・ 教育指導面を考慮した場合、複数の学級担任による指導体制の方がより効果的・弾力的な指導が可能となる。

以上の理由から、学級数（支援学級を除く）の適正規模の下限については、1 学年当たり 2 学級、学校全体としては 12 学級が望ましい。

（３）適正規模の上限

- ・ 児童数が多過ぎる場合は、学年全体で子ども同士の交流や理解が希薄となりがちである。
- ・ 児童数が多過ぎる場合は、生徒指導上の問題が多くなったり、移動を伴う学校行事や遠足などの行き先で制約を生じることがある。
- ・ 教職員数が多過ぎる場合は、教職員相互の連絡調整や連携が不十分となったり、学校の教育活動の一貫性が保ちにくくなるなど、学校運営上の問題が生じてくる。
- ・ 小学校には、普通教室以外に屋内運動場をはじめ、理科室や音楽室、家庭科室、

図書室、コンピュータ室などの特別教室が概ね 1 教室ずつ設けられており、これらの特別教室を活用しながら各教科の授業を行っています。しかしながら、学級数が多くなるに伴い、これらの特別教室の利用が重複する可能性が高くなり、1 週当たりの授業時数や各教科の授業時数を考えた場合、一定規模を超えるとこれらの特別教室を活用した授業の実施に支障が出てくる。

以上の理由から、学級数（支援学級を除く）の適正規模の上限については、1 学年当たり 4 学級、学校全体としては 24 学級が望ましい。

第3章 小規模校・大規模校に関する基本的な方向・方策

本審議会では、小規模校及び大規模校に関する基本的な方向等について審議を行いました。第一義的には、子どもたちの学習指導面の向上とともに社会性やコミュニケーション能力などの向上にとってより良い環境を作る観点から検討を行いました。また、費用対効果などの教育行政の効率的な運営をはじめ、各小学校における児童数の将来推計や通学区域、通学距離、地域コミュニティとの関係などに十分留意しつつ、学校施設の整備や通学区域の変更、学校の統廃合・分離新設など基本的な方向や方策について検討しました。

なお、小規模校及び大規模校に該当する個別の小学校については、具体的な方向・方策を示すことはできませんでしたが、本答申における基本的な方向・方策をもとに今後十分に検討を重ねられ、対応されることを期待するものです。

1 小規模校に関する基本的な方向・方策

小規模校や児童数の減少が見込まれる学校では、児童数の将来推計等に基づき、学校施設の整備や学校運営面を考慮する必要があります。また、学校規模等の適正化を図る必要がある場合には、通学区域の変更や学校の統廃合などの方策が考えられます。

(1) 学校施設の整備、学習指導上の対策

- 現在小規模校となっている学校で児童数が減少している場合は、普通教室で余裕教室が出てきている可能性があるため、児童数の推移や将来推計、施設の状況などに十分留意しながら、長期的な視点に立って現行施設の建替え・改修を考慮する必要があります。
- 小規模校では、学習集団の固定化による課題を解決するため、学校行事等で学年を超えた縦割り班活動などが行われていますが、今後もより創意工夫を凝らした学習活動に努める必要があります。

(2) 通学区域の変更

- 適正規模を若干下回る小規模校で将来的にも適正規模とならないことが予想される場合は、1学級当たりの児童数の推移や将来推計に十分留意し、現状を維持するか又は通学区域の見直しにより適正化を図ることが考えられます。
- 通学区域の見直しをする場合は、隣接する小学校施設の耐震改修の状況や余裕教室数、グラウンドの広さなどとともに、学校校舎等の増築やグラウンドの拡張の可否についても勘案する必要があります。
- 通学区域の見直しにより、対象となる児童にとっては就学すべき学校が変わったり、通学距離が長くなったりする恐れがあるほか、町会や地域福祉委員会等の

活動にも影響を及ぼすことが考えられます。このため、通学距離や通学路の安全性をはじめ、歴史的な経緯や地域コミュニティとの関係などを考慮するとともに、地域住民に対する十分な説明と理解を求める必要があります。

(3) 学校の統廃合

- 適正規模を大幅に下回る小規模校で、将来的にも大幅な児童数の増加が見込めないことが予想される場合は、通学区域を変更するか、又は当該小学校を廃止し、通学区域を変更するいわゆる学校の統廃合が根本的な解決方策となります。
- 小学校の統廃合については、現に通学している児童にとって通学すべき学校が変わったり、通学距離が長くなったりするほか、通学路の安全確保など多くの課題があります。また、小学校が地域における教育コミュニティの核であり、大規模災害発生時の避難所としての防災機能を果たしていることなどを勘案し、地域住民に対する十分な説明と理解が求められます。
- また、隣接小学校の児童数の現状や将来推計とともに、学校施設の現状や拡張の可否についても勘案する必要があります。
- さらに、小学校の統廃合に伴って通学区域の変更も必要となる場合がありますが、その場合も、前述の通学区域の変更と同様な対応が求められます。

(4) 小規模特認校

- 小規模特認校とは、自然環境など学校の特色ある教育環境のもと、小規模校における教育の特性を活かし、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導の中で、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童・保護者に、一定の条件のもとで教育委員会が指定した学校について、市内の通学区域外からの転入学を認めるものです。
- 現在、本市では大木小学校がその要件を満たし指定を受けていますが、近年校区内の児童数が著しく減少し、将来的にも児童数の減少が続くことが予想されているため、今後は、小規模特認校の存続を含めて検討すべき課題であると考えます。

2 大規模校に関する基本的な方向・方策

大規模校や児童数の増加が見込まれる小学校では、児童数の将来推計等に基づき、学校施設の整備や学校運営面での充実を図る必要があります。また、学校規模等の適正化を図る必要がある場合には、通学区域の変更や学校の分離新設による方策が考えられます。

(1) 学校施設の整備・充実

- 現在大規模校となっている学校については、普通教室や特別教室、少人数指導のための教室等が不足したり、グラウンドが狭いなど施設面での支障が生じている場合があります。また、現在適正規模となっている学校であっても将来的に児童数の増加が見込まれる学校では、施設面で支障が生じてくる可能性があります。このような小学校については、児童数の将来推計や今後の児童数の推移に留意するとともに、授業に支障が生じることのないよう、普通教室や特別教室等を含めた校舎の増改築のほか、グラウンドの拡張など学校施設の整備・充実が求められます。

(2) 通学区域の変更

- 適正規模を若干上回る大規模校で、将来的にも適正規模とならないことが予想される場合は、分離新設の方法も考えられますが、広大な用地の確保や大きな財政的負担など新たな小学校の建設は極めて困難であるため、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、学校規模の適正化を計ることが考えられます。
- 通学区域の変更に当たっては、隣接する小学校の施設条件や児童数等を十分勘案する必要があるとともに、通学区域の変更により、対象となる子どもにとっては就学すべき学校が変わったり、通学距離が長くなったりする恐れがあるほか、町会や地域福祉委員会等の活動にも影響を及ぼすことが考えられます。このため、通学路の安全性の確保をはじめ、歴史的な経緯や地域コミュニティとの関係などを考慮するとともに、地域住民に対する十分な説明と理解を求める必要があります。

(3) 学校の分離新設

- 適正規模を大幅に上回る大規模校で将来的にも児童数の増加が予想される場合は、通学区域を変更するか、又は新しく小学校を建設し通学区域を分割する、いわゆる学校の分離新設が根本的な解決策となります。

第4章 今後の検討課題

本審議会は、泉佐野市教育委員会から小学校の適正規模及び統廃合について諮問を受け、審議を行ってまいりましたが、審議を行うに当たり、第一義的には、子どもたちの教育にとってより良い環境を作ること念頭に審議を進めてまいりました。そのため、審議会では、直接の諮問事項ではないものの、諮問内容に関連する事項についても多くの意見が出されました。また、学校施設が有する様々な機能との関係から、跡地利用についても意見が出されました。

これらの意見については、時間的な制約もあり、本審議会において十分に審議を尽くすことができませんでしたが、泉佐野市における今後の学校教育の充実にとって重要な事項も含まれているため、次の事項について教育委員会に対して引き続き検討されるよう期待するものです。

1 通学区域の見直し

教育上の課題である小中連携或いは小中一貫した教育を実現する上で、1 ないし 2 以上の小学校の通学区域をもって 1 中学校の通学区域を構成することが望ましいと思われませんが、現在、佐野中学校、第三中学校及び新池中学校区では、小学校と中学校の通学区域が異なっています。

このため、こうした小学校と中学校の通学区域の接続関係についても、今後全面的な見直しを行い整理する必要があると考えます。また、同一の中学校区内における学校選択制の是非についても検討する必要があります。

2 跡地利用の検討

小学校の統廃合を行う場合は、地域住民に対する十分な説明と理解を求めることは勿論ですが、統廃合後の学校施設及び跡地をどうするかについても大きな検討課題となってきます。小学校は、地域の教育コミュニティの核となる施設であるとともに、地域コミュニティや大規模災害発生時の避難所としての機能も併せ持っていることから、こうした側面も勘案しながら、地域住民と十分に協議し、跡地利用を検討する必要があります。また、検討期間が長期になる場合も考えられるため、暫定利用も含めて検討する必要があります。

なお、跡地利用については、市の市長部局が所管することとなりますが、教育委員会と市長部局が十分連携し検討すべきであると考えます。

3 統合後の小学校における魅力づくり

小学校の統廃合を行う場合は、統廃合の対象となる小学校の児童や保護者にとって教育環境が変わったり、通学する学校が遠くなるなど多くのデメリットが出てきます。このため、統合後の小学校において、施設の改修や学習指導面でのメリット、魅力づ

くりが必要であると考えます。

4 将来的な教育ビジョン

泉佐野市では、平成 20 年 11 月に「学力向上プロジェクトチーム」を立ち上げ、平成 21 年度から学力を支える子どもたちの力を総合的に養っていくことを狙いとして、「いずみさの教育文化運動」をスタートさせ、その一貫として、「授業・保育づくり研究」や「人間関係づくり研究」などに取り組んでいます。

今後は、こうした取組みと合わせて、明確な目標を設定し幼・小・中を通じてより一貫した学習指導や特色ある学校づくりを行うことが求められてくるものと考えます。このため、全市的な通学区域の見直しや学校の統廃合と合わせて、泉佐野市の学校教育における中長期的な教育ビジョンの策定に向けた取組みが求められます。